

12 食の情報提供活動促進事業

【19(0) 百万円】

対策のポイント

食品事業者が消費者への食品情報の提供を充実するための取組を促進します。

<背景／課題>

- ・インターネット販売など、消費者が購入時に商品を直接手にして表示を確認することができない販売方法が、食品の購入で一般化してきました。
- ・食品の製造工程が複雑化し流通が広域化する中、消費者は、加工食品の製造工程（どのような原材料がどこでどのように生産・加工されたか）など多様な情報を求めています。
- ・こうした販売方法の変化や消費者ニーズに対応した事業者の情報提供は、ノウハウの不足等から取組が広がっていません。

政策目標

消費者への情報提供に積極的に取り組む食品事業者の増加及びこれに伴う消費者と食品事業者の相互理解の進展

<主な内容>

食の情報提供活動の促進

「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」における消費者への食品情報の提供のあり方についての検討結果を踏まえ、消費者ニーズを踏まえた情報提供方法についてのガイドラインの検討や策定を行います。

具体的には、食品や業態（通信販売事業、食品製造事業等）ごとの食品情報の提供実態、消費者が求める情報等の把握や、利害関係者の意見を取り入れるための検討委員会等を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
消費・安全局表示・規格課 （03-6744-2099（直））